

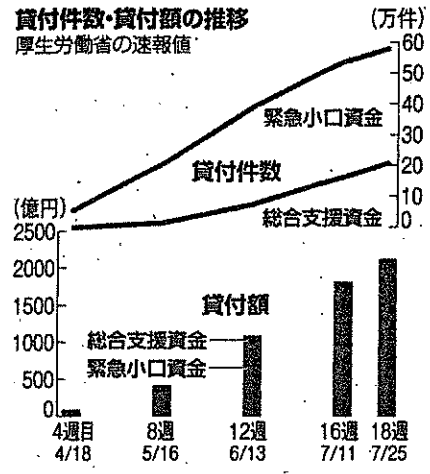
減収世帯貸し付け 78万件

コロナで条件緩和4カ月 2千億円

新型コロナウイルスの影響で収入が減った世帯を対象とした二つの無利子貸し付けに、かつてない規模で申し込みが殺到している。これまで4カ月間の貸付件数は計約80万件、貸付額は2千億円を超え、予算額の上限に近づきつつある。審査が追いつかず入金まで2カ月かかる状況も生まれている。

申請が殺到しているのは、市区町村の社会福祉協議会が窓口の「緊急小口資金」と「総合支援資金」の特例貸し付け。緊急小口資金は、上限を10万円から20万円に増額。総合支援資金は月額20万円（単身15万円）を3カ月間貸し付ける。さらに3カ月間の延長も可能で、最大120万円となる。いずれも無利子で保証人も不要。受け付けは9月末までの予定だ。

厚生労働省によると、特例が始まった3月25日～7月25日の4カ月間の速報値で、貸付件数は計約78万8千件、貸付額は計約2130億円。全国社会福祉協議会によると、2008年秋



	緊急小口資金	総合支援資金
目的	減収世帯の 一時的な 生計維持	困窮世帯の 生活の 立て直し
貸付上限	20万円	月額20万円 (単身15万円) ×3カ月 (3カ月延長可能)
返済期限	2年以内	10年以内
利子など	無利子・保証人なし	
据え置き期間	1年 (所得の減少が続く住民税 非課税世帯は返済免除)	

殺到入金に遅れも

都市圏の一部では、申請に事務処理が追いつかない状況も生まれている。神奈川県社協によると、7月27日時点で総合支援資金は約1万3千件の申請に対して、貸付件数は約7300件。担当者を約50人まで増やしたが、申請から入金まで1カ月半～2カ月ほどかかる状況が続いた。兵庫県と大分県では、虚偽の申請で緊急小口資金を借りたとして、詐欺容疑での逮捕者も出た。

低所得世帯から新型コロナウイルスの影響で収入が減った世帯全般に拡大。必要書類も簡素化し、減収や失業の証明書類がなくても本人の申立書に基づいて審査する。全国社協の佐甲学・民生部長は「早い段階から申請できたうえ、所得の多寡を問わないため自営業者や会社員などにも利用が広がった」と話す。厚生労働省は補正予算で計約2400億円を確保したが、早期に超過する恐れもある。

本来は貸し付けの際に面談し、就労支援などにつなげる仕組みだが、その余力もない。別の県の社協職員は「困窮の程度を見極めて世帯に合った支援につなげたいが、特に困っている世帯が見えにくい」と話す。大阪市立大の五石敬路准教授(社会政策論)は「一時的な資金不足で借りた世帯も、事態が長引けば深刻な生活困窮に陥る恐れがある。自治体は社協と連携して借り手の情報を共有し、継続的に本人と接触する対応が求められる」と話す。(江口悟)

で増やしたが、申請から入金まで1カ月半～2カ月ほどかかる状況が続いた。兵庫県と大分県では、虚偽の申請で緊急小口資金を借りたとして、詐欺容疑での逮捕者も出た。